

請負代金請求本訴，建物瑕疵修補等請求反訴事件について

事案の概要

本件本訴は，被上告人から建物の増築工事を請け負った上告人が，被上告人に対し，請負代金943万円余り及び遅延損害金の支払等を求める事案であり，本件反訴は，被上告人が，上告人に対し，上記建物の増築部分に瑕疵があるなどと主張し，瑕疵修補に代わる損害賠償金1447万円余り及び遅延損害金の支払等を求める事案である。

上告人は，第1審口頭弁論期日において，請負代金債権を自働債権として，瑕疵修補に代わる損害賠償債権と相殺する旨の意思表示をし，これを反訴請求についての抗弁（本件相殺の抗弁）として主張した。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は，本件相殺の抗弁を主張することは重複起訴を禁じた民事訴訟法142条の趣旨に反し，許されないと判断した。その上で，同時履行の関係に立つ請負代金債権と瑕疵修補に代わる損害賠償債権については遅延損害金が発生しないとして，本訴請求を請負代金829万円余りの支払を求める限度で認容し，反訴請求を瑕疵修補に代わる損害賠償金266万円余りの支払を求める限度で認容した。
- ◇ 争点は，本訴請求債権（請負代金債権）を自働債権とし，反訴請求債権（瑕疵修補に代わる損害賠償債権）を受働債権とする相殺の抗弁を主張することが許されるかである。

（参考）民事訴訟法142条

裁判所に係属する事件については，当事者は，更に訴えを提起することができない。